



鳥取県公報

平成16年 3月19日(金)
号外第25号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | | |
|------|--|---|
| 規 則 | 鳥取県立産業体育館管理規則等の一部を改正する規則(12) (教育委員会事務局教育総務課)..... | 1 |
| 公安規則 | 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(3)(交通企画課)..... | 6 |

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県立産業体育館管理規則等の一部を改正する規則

- 1 幼児、児童又は生徒が、次の施設を専用利用の方法で利用するとき(利用しようとする日の6日前から当日までの間における申込みに係るものに限る。)は、これらの施設の使用料を免除することとした。
 - (1) 鳥取県立鳥取産業体育館
 - (2) 鳥取県立米子産業体育館
 - (3) 鳥取県立布勢総合運動公園
 - (4) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(燕趙園を除く。)
 - (5) 鳥取県立武道館
 - (6) 鳥取県立倉吉体育文化会館
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県立産業体育館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第12号

鳥取県立産業体育館管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立産業体育館管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立産業体育館管理規則(平成9年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号

(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)</u>が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) <u>生徒等が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。))の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)</u>をするとき。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1項第5号に定める事由</u> 口頭による申出</p> <p>(3) <u>第1項第6号に定める事由</u> 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(4) <u>第1項第7号に定める事由</u> 介護保険被保険者証の提示</p> | <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第8条の規定による使用料の減免を行うことができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。))単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)</u>のために利用するとき。</p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第1項第5号に定める事由</u> 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示</p> <p>(3) <u>第1項第6号に定める事由</u> 介護保険被保険者証の提示</p> |

(鳥取県都市公園規則の一部改正)

第2条 鳥取県都市公園規則(昭和54年鳥取県規則第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の

改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）同法第82条の2に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために有料公園施設を利用するとき。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）<u>生徒等が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>2 略</p> | <p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 条例第8条第4項の使用料の減免は、次に掲げる場合に行う。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）同法第82条の2に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、<u>幼児、児童又は生徒が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために有料公園施設を利用するとき。</u></p> <p>（3）略</p> <p>（4）<u>児童又は生徒が国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日に知事が別に定める有料公園施設を利用するとき。</u></p> <p>（5）～（7）略</p> <p>2 略</p> |

（県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改正）

第3条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下この条において「移動表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目（以下この条において「移動後表細目」という。）が存在する場合には、当該移動表細目を当該移動後表細目とし、移動後表細目に対応する移動表細目が存在しない場合には、当該移動後表細目（以下この条において「追加表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の細目の表示及び追加表細目を除く。）に改める。

| 改 正 後 | | | 改 正 前 | | |
|---|---|--|---|---|---|
| <p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</p> | | | <p>(授業料等及び使用料の減免)</p> <p>第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。</p> | | |
| 区 分 | 授業料等 又は 使用料 | 減 免 事 由 | 区 分 | 授業料等 又は 使用料 | 減 免 事 由 |
| 略 | | | 略 | | |
| 鳥取県 立武道 館 | 施設 使用 料(冷房 若し くは 暖房 をし たとき、 又は 照明 をし たとき に 加算 す べき 部 分(以下 「特 別 使 用 料 」と い う 。) を 除 く。) | <p>1 略</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が利用するとき(専用利用する場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>3 <u>幼児、児童又は生徒(以下「生徒等」という。)が専用利用(利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。))の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)</u>をするとき。</p> <p>4 70歳以上の者が利用するとき(専用利用する場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>5 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(専用利用の場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>6 略</p> | 鳥取県 立武道 館 | 施設 使用 料(冷房 若し くは 暖房 をし たとき、 又は 照明 をし たとき に 加算 す べき 部 分(以下 「特 別 使 用 料 」と い う 。) を 除 く。) | <p>1 略</p> <p>2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者(以下「障害者」という。)及びその介護者が利用するとき(貸切りの場合にあっては、障害者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>3 70歳以上の者が利用するとき(貸切りの場合にあっては、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>4 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき(貸切りの場合にあっては、要介護者等の社会参加を促進すると認められるときに限る。)</p> <p>5 略</p> |
| | | <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</p> | | | <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)</p> |

| | | | | | |
|--------------------------|--|--|----------------------------------|--|--|
| | 施設 利用 料及 び設 備使 用料 | 同法第82条の2に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「スポーツ行事」という。）のために利用するとき。 | 施設 利用 料及 び設 備使 用料 | 同法第82条の2に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）同法第45条の2第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの（以下「学校等」という。）が、 <u>幼児、児童又は生徒</u> （以下「生徒等」という。）が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。以下「スポーツ行事」という。）のために利用するとき。 | |
| 略 | | | 略 | | |
| 略 | | | | | |
| 鳥取県 営ライ フル射 撃場 | 施設 使用 料及 び設 備使 用料 | 1 70歳以上の者が施設を利用（ <u>一般利用する場合に限る。</u> ）するとき。 2 略 | 鳥取県 営ライ フル射 撃場 | 施設 使用 料及 び設 備使 用料 | 1 70歳以上の者が施設を利用（ <u>貸切りでない場合に限る。</u> ）するとき。 2 略 |
| 略 | | | | | |
| 鳥取県 立倉吉 体育文 化会館 | 施設 使用 料及 び設 備使 用料 | 略 | 鳥取県 立倉吉 体育文 化会館 | 施設 使用 料及 び設 備使 用料 | 略 |
| | 施設 使用 料（ 特別 使用 料を 除く 。） 及び 体育 館を 利用 する 場合 | 1～3 略 4 <u>生徒等が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）</u> をするとき。 5 略 6 略 7 略 | | 施設 使用 料（ 特別 使用 料を 除く 。） 及び 体育 館を 利用 する 場合 | 1～3 略 4 略 5 略 6 略 |

| | | | |
|----------------|--|----------------|--|
| の設 備使 用料 | | の設 備使 用料 | |
|----------------|--|----------------|--|

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月19日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第 3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第 3 条 法第 4 条第 2 項後段の規定により交通規制の対象から除外する車両は、道路標識等で表示するもののほか、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>2 別表第 1 第 2 号ケ、第 5 号イ又は第 6 号イの規定による指定を受けようとする者は、別記様式第 1 号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 公安委員会は、別表第 1 第 2 号ケ、第 5 号イ又は第 6 号イの規定による指定をしたときは、別記様式第 1 号の指定証及び別記様式第 1 号の 2 の標章を交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（軽車両が道路を通行する場合の灯火）</p> <p>第 7 条 略</p> | <p>（交通規制の対象から除外する車両）</p> <p>第 3 条 法第 4 条第 2 項後段の規定により交通規制の対象から除外する車両は、道路標識等で表示するもののほか、別表のとおりとする。</p> <p>2 別表第 2 号ケ、第 5 号イ又は第 6 号イの規定による指定を受けようとする者は、別記様式第 1 号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>3 公安委員会は、別表第 2 号ケ、第 5 号イ又は第 6 号イの規定による指定をしたときは、別記様式第 1 号の指定証及び別記様式第 1 号の 2 の標章を交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（軽車両が道路を通行する場合の灯火）</p> <p>第 7 条 略</p> |

(公安委員会が定める自動車の積載物の高さの制限)
 第7条の2 令第22条第3号八の公安委員会が定める自動車は、別表第2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号八の公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

別表第1(第3条関係) 略

別表(第3条関係) 略

別表第2(第7条の2関係)

| 路線名 | 区間 |
|------------------------|--|
| 高速自動車国道中国横断自動車道(岡山米子線) | 日野郡江府町大字下蚊屋地内岡山県境から米子市赤井手字東天神免713 14まで |
| 一般国道9号 | 鳥取市秋里字東皆竹736 1から米子市陰田町地内鳥根県境まで |
| 一般国道9号 | 米子市赤井手字東天神免713 14から同市陰田町1530 1まで |
| 一般国道9号 | 米子市陰田町1530 1から同市陰田町658 6まで |
| 一般国道9号(安来道路) | 米子市陰田町1538から同市陰田町地内鳥根県境まで |
| 一般国道29号 | 八頭郡若桜町大字落折地内兵庫県境から鳥取市南隈字曾崎157 2まで |
| 一般国道53号 | 鳥取市東町一丁目220から同市秋里字東皆竹736 1まで |
| 一般国道431号 | 境港市昭和町字白波2271から米子市赤井手字菰池826 1まで |
| 主要地方道鳥取国府岩美線 | 鳥取市南吉方三丁目202から岩美郡国府町新通り三丁目340 1まで |
| 主要地方道米子境港線 | 境港市小篠津町字茶苑畑5540から同市外江町字廻澤2239 1まで |
| 一般県道鳥取港湖山停車場線 | 鳥取市湖山町東三丁目106 2から同市湖山町東五丁目215まで |
| 一般県道米子空港線 | 境港市小篠津町字川本1503 4から同市佐斐神町字砂浜ノ四29 9まで |
| 一般県道境外港線 | 境港市昭和町13 8から同市上道町2191 5まで |
| 一般県道両三柳西福原線 | 米子市河崎字矢倉灘道西69 9から同市西福原一丁目460 1まで |
| 一般県道若葉台東町線 | 鳥取市若葉台南一丁目3 1から同市尚徳町101 5まで |
| 境港市道空港線 | 境港市小篠津町字幸神20から同市小篠津町字川本1528 21まで |
| 境港市道外港昭和町線 | 境港市昭和町3から同市昭和町6 18まで |
| 境港市道外港外江線 | 境港市外江町字六郎右衛門堀2367 4から同市西工業団地198まで |
| 境港市道外江47号線 | 境港市西工業団地192から同市西工業団地143まで |
| 境港市道外江96号線 | 境港市西工業団地160から同市西工業団地158まで |
| 臨港道路昭和北幹線 | 境港市昭和町9 28から同市昭和町3まで |
| 臨港道路昭和南幹線 | 境港市昭和町6 18から同市昭和町13 8まで |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正後の鳥取県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)別表第2に掲げる

道路を通行した自動車に係る新規則第7条の2の規定の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。